

9 県及び警察の相談窓口と事業概要

知事部局と山形県警察における相談窓口と各種事業の概要

事業名	犯罪被害者総合相談窓口
実施主体	山形県交通事故相談所（山形県犯罪被害者総合相談窓口） 【所在地】 山形市松波二丁目8番1号（県庁2階） 【電話】 023-630-3047
県の関係課	環境エネルギー部 危機管理・くらし安心局 くらし安心課 地域安全対策担当 【電話】 023-630-2429
支援の種類	相談
事業内容	<p>○概要 犯罪被害者に関する総合的な相談活動を実施することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図る。</p> <p>○対象者 犯罪被害者、または、その家族など</p> <p>○相談内容 ・必要な情報提供、助言及び指導 ・必要に応じ、県及び市町村の関係部署、その他犯罪被害者等の支援に関する業務を所掌する関係機関への斡旋</p> <p>○相談受付時間 ・月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く） ・午前9時から午後4時</p> <p>○相談方法 ・電話相談及び面接相談</p> <p>○相談料 無料</p>

事業名	交通事故相談
実施主体	山形県交通事故相談所 【所在地】山形市松波二丁目8番1号（県庁2階） 【電話】023-630-3047 山形県交通事故相談所庄内支所 【所在地】東田川郡三川町大字横山字袖東19-1（庄内総合支庁1階） 【電話】0235-66-5452
県の関係課	環境エネルギー部 危機管理・くらし安心局 くらし安心課 地域安全対策担当 【電話】023-630-2429
支援の種類	相談
事業内容	<p>○概要 交通事故に関する相談活動を実施するとともに、これに付随する交通事故被害者援護活動の促進を図ることにより交通事故被害者の福祉の向上に寄与する。</p> <p>○対象者 交通事故の被害者、加害者、またその家族など</p> <p>○相談内容 ・損害賠償請求、保険請求手続に関すること ・示談の仕方や訴訟調停の利用方法等 ・関係機関等への斡旋</p> <p>○相談受付時間 ・月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く） ・午前9時から午後4時まで</p> <p>○相談方法 ・電話相談及び面接相談 ・アドバイザー（専門の弁護士）派遣事業の活用</p> <p>○相談料 無料</p>

事業名	外国人相談窓口業務																			
実施主体	山形県国際交流センター （（公財）山形県国際交流協会に業務を委託） 【所在地】山形市城南町一丁目1-1 霞城セントラル2階 【電話】023-646-8861（相談窓口直通電話）																			
県の関係課	観光文化スポーツ部 インバウンド・国際交流推進課 国際交流室 【電話】023-630-2123																			
支援の種類	相談																			
事業内容	○概要 在住外国人を対象に、生活全般にわたる様々な問題について相談に応じる。																			
	○対象者 在住外国人、在住外国人の家族等																			
	○対応言語 英語、日本語、中国語、韓国・朝鮮語 ポルトガル語、タガログ語																			
	○相談日時																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>言語</th> <th>曜日</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>英語、日本語</td> <td>火曜日～土曜日</td> <td>10:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>中国語</td> <td>火曜日・金曜日</td> <td>10:00～14:00</td> </tr> <tr> <td>韓国・朝鮮語</td> <td>木曜日・土曜日</td> <td>10:00～14:00</td> </tr> <tr> <td>ポルトガル語</td> <td>水曜日</td> <td>10:00～14:00</td> </tr> <tr> <td>タガログ語</td> <td>金曜日</td> <td>10:00～14:00</td> </tr> </tbody> </table>		言語	曜日	時間	英語、日本語	火曜日～土曜日	10:00～17:00	中国語	火曜日・金曜日	10:00～14:00	韓国・朝鮮語	木曜日・土曜日	10:00～14:00	ポルトガル語	水曜日	10:00～14:00	タガログ語	金曜日	10:00～14:00
	言語	曜日	時間																	
	英語、日本語	火曜日～土曜日	10:00～17:00																	
	中国語	火曜日・金曜日	10:00～14:00																	
韓国・朝鮮語	木曜日・土曜日	10:00～14:00																		
ポルトガル語	水曜日	10:00～14:00																		
タガログ語	金曜日	10:00～14:00																		
○相談方法 電話相談及び面接相談 【専用電話】023-646-8861																				
○相談料 無料																				

事業名	男女共同参画センターの相談事業
実施主体	山形県男女共同参画センター 【所在地】山形市緑町一丁目2番36号 【電話】023-629-7751
県の関係課	子育て推進部 若者活躍・男女共同参画課 男女共同参画担当 【電話】023-630-3269
支援の種類	相談
事業内容	<p>○一般相談 ライフステージに応じた女性の生き方、家族・人間関係等、女性に限らず、広く生活全般にわたる悩みについての相談を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付時間 火～金 9:00～17:00 土・日・祝日 13:00～17:00 (月曜日・毎月第3日曜日・年末年始のぞく) ・相談専用電話 023-629-8007 <p>○男性ほっとライン 男性からの仕事や人間関係の悩みの相談について、男性相談員が対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付時間 毎月第1・第2・第3水曜日 19:00～21:00 (年末年始のぞく) ・相談専用電話 023-646-1181 <p>○専門相談 弁護士、カウンセラー等による法律相談、こころの相談を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律相談 第2・4木曜日(祝日のぞく) 14:00～16:00(無料・要予約) ・こころの相談 第2・4土曜日 14:00～16:00(無料・要予約) <p>※ 予約先 相談専用電話 023-629-8007</p>

事業名	生活福祉資金貸付制度														
実施主体	(社福) 山形県社会福祉協議会 【所在地】山形市小白川町二丁目3番31号 【電話】023-622-5805														
県の関係課	健康福祉部 地域福祉推進課 【電話】023-630-2269														
支援の種類	貸付														
事業内容	○概要 低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯の自立を目的に、県社会福祉協議会が実施する低利の貸付事業														
	○内容														
	1 資金種類														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資金種類</th> <th>資金内容</th> <th>利子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合支援資金</td> <td>・失業等により日常生活全般に困難を抱えている世帯に対し、生活の立て直しのための生活費及び一時的に必要な経費</td> <td rowspan="2">連帯保証人 有 ⇒無利子</td> </tr> <tr> <td>福祉資金 (福祉費)</td> <td>・生業を営むため、又は就職・技能習得のための経費 ・結婚・出産・葬祭に関する費用、引越費用 ・障がい者のための自動車購入経費等住宅を増築し、改築・拡張・補修・保全等に係る経費 ・療養に関する費用、介護保険に関する費用、障がい福祉サービス等を受けるのに必要な経費 ・火災・洪水などの災害を受けた方への援助資金</td> </tr> <tr> <td>福祉資金(緊急小口資金)</td> <td>・低所得世帯に対する緊急かつ一時的な小口生活資金</td> <td rowspan="2">連帯保証人 無 ⇒年1.5%</td> </tr> <tr> <td>教育支援資金</td> <td>・高校・高等専門学校・短大・大学に就学するのに必要な経費</td> </tr> </tbody> </table>	資金種類	資金内容	利子	総合支援資金	・失業等により日常生活全般に困難を抱えている世帯に対し、生活の立て直しのための生活費及び一時的に必要な経費	連帯保証人 有 ⇒無利子	福祉資金 (福祉費)	・生業を営むため、又は就職・技能習得のための経費 ・結婚・出産・葬祭に関する費用、引越費用 ・障がい者のための自動車購入経費等住宅を増築し、改築・拡張・補修・保全等に係る経費 ・療養に関する費用、介護保険に関する費用、障がい福祉サービス等を受けるのに必要な経費 ・火災・洪水などの災害を受けた方への援助資金	福祉資金(緊急小口資金)	・低所得世帯に対する緊急かつ一時的な小口生活資金	連帯保証人 無 ⇒年1.5%	教育支援資金	・高校・高等専門学校・短大・大学に就学するのに必要な経費	
	資金種類	資金内容	利子												
総合支援資金	・失業等により日常生活全般に困難を抱えている世帯に対し、生活の立て直しのための生活費及び一時的に必要な経費	連帯保証人 有 ⇒無利子													
福祉資金 (福祉費)	・生業を営むため、又は就職・技能習得のための経費 ・結婚・出産・葬祭に関する費用、引越費用 ・障がい者のための自動車購入経費等住宅を増築し、改築・拡張・補修・保全等に係る経費 ・療養に関する費用、介護保険に関する費用、障がい福祉サービス等を受けるのに必要な経費 ・火災・洪水などの災害を受けた方への援助資金														
福祉資金(緊急小口資金)	・低所得世帯に対する緊急かつ一時的な小口生活資金	連帯保証人 無 ⇒年1.5%													
教育支援資金	・高校・高等専門学校・短大・大学に就学するのに必要な経費														
2 償還期間 資金種類により異なり、据置期間(2か月～6か月)後、3か月～概ね20年以内															
3 貸付限度額 10万円(福祉費(緊急小口資金))～460万円(福祉費(福祉資金)) ※資金種類により異なる															

事業名	児童虐待に係る相談
実施主体	山形県福祉相談センター (中央児童相談所) 【所在地】山形市十日町一丁目6-6 【電話】023-627-1195 庄内児童相談所 【所在地】鶴岡市道形町49-6 【電話】0235-22-0790
県の関係課	子育て推進部 子ども家庭課 児童養護担当 【電話】023-630-2259
支援の種類	相談、一時保護、措置、里親
事業内容	<p>○概要 児童虐待を含む児童の福祉に関する相談のうち、専門的な知識及び技術を要する相談について相談に応じ、必要な援助を行います。</p> <p>○対象者 子ども本人、家族、関係機関</p> <p>○相談内容 児童虐待及び児童相談全般</p> <p>○相談受付時間 中央児童相談所 023-627-1195 (月～金 8:30～17:15) ※緊急時は毎日24時間対応します。 最上駐在 0233-29-1281 (月～金 8:30～17:15) 置賜駐在 0238-26-6032 (月～金 8:30～17:15) 庄内児童相談所 0235-22-0790 (月～金 8:30～17:15) ※緊急時は毎日24時間対応します。 子ども女性電話相談 023-642-2340 (毎日8:30～22:00 (年末年始を除く))</p> <p>○相談方法 面接相談及び電話相談</p> <p>○相談料 無料</p>

事業名	婦人保護事業
実施主体	山形県福祉相談センター（女性相談センター） 【所在地】山形市十日町一丁目6-6 【電話】023-627-1196
県の関係課	子育て推進部 子ども家庭課 家庭福祉担当 【電話】023-630-2267
支援の種類	相談・保護・自立支援
事業内容	<p>○概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DVなどの相談を受け付け、助言・指導を行います。 ・緊急保護が必要な女性を一時保護します。 ・様々な困難を抱える女性を保護し、自立を支援します。 <p>○対象者</p> <p>DV被害者、生活困窮者などの要保護女子</p> <p>○業務(相談)時間</p> <p>8:30～17:15(土・日曜日、祝日年末年始除く)</p> <p>○相談方法</p> <p>電話及び来所 ※相談無料</p>

事業名	配偶者暴力相談支援センター												
実施主体	山形県福祉相談センター (女性相談センター：中央配偶者暴力相談支援センター) 各総合支庁福祉主管課（地域 配偶者暴力相談支援センター）												
県の関係課	子育て推進部 子ども家庭課 家庭福祉担当 【電話】023-630-2267												
支援の種類	相談・支援												
事業内容	<p>○概要 配偶者からの暴力についての相談、情報提供、保護命令制度の利用についての援助を行います。女性相談センターでは、必要に応じ一時保護やその他必要な支援を行います。</p> <p>○対象者 配偶者からの暴力被害者</p> <p>○相談受付時間 8：30～17：15(土・日曜日、祝日年末年始を除く) 子ども女性電話相談 8：30～22：00（年末年始を除く）</p> <p>○相談方法 電話及び来所 ※相談無料</p> <p>○連絡先</p> <table border="0"> <tr> <td>県福祉相談センター（女性相談センター） 山形市十日町一丁目6-6</td> <td>023-627-1196</td> </tr> <tr> <td>県村山総合支庁生活福祉課 寒河江市大字西根字石川西355</td> <td>0237-86-8212</td> </tr> <tr> <td>県最上総合支庁子ども家庭支援課 新庄市金沢字大道上2034</td> <td>0233-29-1274</td> </tr> <tr> <td>県置賜総合支庁子ども家庭支援課 米沢市金池七丁目1-50</td> <td>0238-26-6027</td> </tr> <tr> <td>県庄内総合支庁子ども家庭支援課 三川町大字横山字袖東19-1</td> <td>0235-66-4759</td> </tr> <tr> <td>子ども女性電話相談</td> <td>023-642-2340</td> </tr> </table>	県福祉相談センター（女性相談センター） 山形市十日町一丁目6-6	023-627-1196	県村山総合支庁生活福祉課 寒河江市大字西根字石川西355	0237-86-8212	県最上総合支庁子ども家庭支援課 新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1274	県置賜総合支庁子ども家庭支援課 米沢市金池七丁目1-50	0238-26-6027	県庄内総合支庁子ども家庭支援課 三川町大字横山字袖東19-1	0235-66-4759	子ども女性電話相談	023-642-2340
県福祉相談センター（女性相談センター） 山形市十日町一丁目6-6	023-627-1196												
県村山総合支庁生活福祉課 寒河江市大字西根字石川西355	0237-86-8212												
県最上総合支庁子ども家庭支援課 新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1274												
県置賜総合支庁子ども家庭支援課 米沢市金池七丁目1-50	0238-26-6027												
県庄内総合支庁子ども家庭支援課 三川町大字横山字袖東19-1	0235-66-4759												
子ども女性電話相談	023-642-2340												

事業名	精神保健福祉相談（心の健康相談）
実施主体	<p>村山総合支庁保健企画課（村山保健所） 精神保健福祉担当 【所在地】山形市十日町一丁目6-6 【電話】023-627-1184</p> <p>最上総合支庁地域保健福祉課（最上保健所） 精神保健福祉担当 【所在地】新庄市金沢字大道上2034 【電話】0233-29-1266</p> <p>置賜総合支庁地域保健福祉課（置賜保健所） 精神保健福祉担当 【所在地】米沢市金池七丁目1-50 【電話】0238-22-3015</p> <p>庄内総合支庁地域保健福祉課（庄内保健所） 精神保健福祉担当 【所在地】三川町大字横山字袖東19-1 【電話】0235-66-4931</p>
県の関係課	健康福祉部 障がい福祉課 障がい医療担当 【電話】023-630-2240
支援の種類	相談
事業内容	<p>○概要 こころの健康(うつ病などの精神疾患や心の不調など)に関する相談に応じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医師や保健師による相談 ・医療機関や福祉機関等の情報提供 ・家庭訪問による健康管理活動 <p>○対象者 本人又はそのご家族の方</p> <p>○相談内容 <ul style="list-style-type: none"> ・精神科の受診や医療に関する相談 ・精神的な症状や心の不調があった場合の対応に関する相談 ・依存症（アルコールや薬物関連問題等）に関する相談 ・思春期精神保健・青年期のひきこもりに関する相談 ・その他精神保健福祉に関する相談 </p> <p>○相談受付時間 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>○相談方法 電話相談、面接相談（来所による相談は予約制）</p> <p>○相談料 無料</p>

事業名	精神保健福祉相談 心の健康相談ダイヤル（心の健康相談）
実施主体	山形県精神保健福祉センター 【所在地】山形市小白川町二丁目3-30 【電話】023-624-1217
県の関係課	健康福祉部 障がい福祉課 障がい医療担当 【電話】023-630-2240
支援の種類	相談
事業内容	<p>○概要 精神保健全般に関する相談に応じております。 （心の健康相談、思春期精神保健に関する相談、アルコール・薬物関連問題に関する相談、自死遺族相談等）</p> <p>○対象者 本人又はそのご家族の方、および関係者</p> <p>○相談内容 ・精神科の受診や医療に関する相談 ・依存症（アルコールや薬物関連問題等）に関する相談 ・思春期精神保健に関する相談 ・自死遺族相談 等</p> <p>○相談受付時間 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時から午前12時、午後1時から午後5時</p> <p>○相談方法 電話相談（専用TEL 023-631-7060） 面接相談（来所による相談は予約制）</p> <p>○相談料 無料（診療は有料）</p>

事業名	ひきこもり相談支援窓口 「自立支援センター巣立ち」
実施主体	山形県精神保健福祉センター 【所在地】山形市小白川町二丁目3-30 【電話】023-624-1217
県の関係課	健康福祉部 障がい福祉課 障がい医療担当 【電話】023-630-3372
支援の種類	相談
事業内容	<p>○概要 青年期のひきこもりに関する相談に応じております。</p> <p>○対象者 ひきこもりの状態にある本人又はそのご家族の方、および関係者</p> <p>○相談内容 主に義務教育終了後から青年期のひきこもりに関する相談</p> <p>○相談受付時間 月・火・木・金曜日の午前9時から正午、午後1時から午後5時</p> <p>○相談方法 電話相談（専用TEL 023-631-7141） 面接相談（来所による相談は予約制）</p> <p>○相談料 無料</p>

事業名	障がい者虐待に関する相談事業
実施主体	山形県障がい者権利擁護センター 【所在地】山形市松波二丁目8番1号 【電話】023-630-2148
県の関係課	健康福祉部 障がい福祉課 障がい福祉支援担当 【電話】023-630-2317
支援の種類	相談
事業内容	○相談内容 障がい者虐待に関する相談 ○相談受付時間 毎週月～金曜日の午前8時30分から午後5時

事業名	山形県中小企業労働相談事業																				
実施主体	山形県商工労働部 雇用対策課 各総合支庁産業経済部地域産業経済課																				
県の関係課	商工労働部 雇用対策課 【電話】023-630-2378																				
支援の種類	相談																				
事業内容	<p>○概要 採用や解雇、賃金や労働時間・退職金等の労働条件など、労働全般に関する諸問題について、具体的、個別的な相談に応じ、適切な示唆、助言、関係機関の紹介を行っています。</p> <p>○対象者 労働者、使用者どなたでも構いません。</p> <p>○窓口等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>窓口</th> <th>住所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>村山総合支庁 地域産業経済課</td> <td>山形市鉄砲町2-19-68</td> <td>023-621-8438</td> </tr> <tr> <td>最上総合支庁 地域産業経済課</td> <td>新庄市金沢字大道上2034</td> <td>0233-29-1310</td> </tr> <tr> <td>置賜総合支庁 地域産業経済課</td> <td>米沢市金池7-1-50</td> <td>0238-26-6045</td> </tr> <tr> <td>庄内総合支庁 地域産業経済課</td> <td>東田川郡三川町横山字袖東 19-1</td> <td>0235-66-5491</td> </tr> <tr> <td>県庁雇用対策課</td> <td>山形市松波2-8-1</td> <td>023-630-2378</td> </tr> </tbody> </table> <p>・受付時間：平日8時30分～17時15分 ・相談方法：電話、面談、電子メール ※電子メールの入力フォームは山形県ホームページ「やまがた労働情報」に掲載。 ・総合支庁では特定の曜日に社会保険労務士が相談に応じます。 火曜日 置賜総合支庁 13:00～16:30 水曜日 村山総合支庁 13:00～16:30 木曜日 最上総合支庁 13:00～16:30 金曜日 庄内総合支庁 13:00～16:30</p> <p>○その他 相談料は無料。相談内容など個人の秘密は守られます。</p>			窓口	住所	電話番号	村山総合支庁 地域産業経済課	山形市鉄砲町2-19-68	023-621-8438	最上総合支庁 地域産業経済課	新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1310	置賜総合支庁 地域産業経済課	米沢市金池7-1-50	0238-26-6045	庄内総合支庁 地域産業経済課	東田川郡三川町横山字袖東 19-1	0235-66-5491	県庁雇用対策課	山形市松波2-8-1	023-630-2378
窓口	住所	電話番号																			
村山総合支庁 地域産業経済課	山形市鉄砲町2-19-68	023-621-8438																			
最上総合支庁 地域産業経済課	新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1310																			
置賜総合支庁 地域産業経済課	米沢市金池7-1-50	0238-26-6045																			
庄内総合支庁 地域産業経済課	東田川郡三川町横山字袖東 19-1	0235-66-5491																			
県庁雇用対策課	山形市松波2-8-1	023-630-2378																			

事業名	犯罪被害者の県営住宅優先入居制度
実施主体	県営住宅指定管理者 株式会社 西王不動産 〔村山地域〕霞城セントラル22階 〔最上・置賜・庄内地域〕各総合支庁建設部建築課内
県の関係課	県土整備部 建築住宅課 公営住宅担当 【電話】023-630-2154
支援の種類	優先入居
事業内容	<p>○概要 犯罪被害者で従前の住宅に居住することが困難となった者が県営住宅の入居を希望する場合には、抽選において当選確率を2倍とします。</p> <p>○対象者 県営住宅への入居資格を有する犯罪被害者及びその家族・遺族</p> <p>○窓口時間及び電話番号 (県営住宅指定管理者 株式会社 西王不動産) 〔村山地域〕火曜日から日曜日(年末年始を除く) 10:00～18:00 【電話】023-647-0781 〔最上地域〕月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く) 10:00～17:00 【電話】0233-23-3116 〔置賜地域〕月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く) 10:00～17:00 【電話】0238-24-2332 〔庄内地域〕月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く) 10:00～17:00 【電話】0235-66-3210</p>

事業名	DV被害者の県営住宅優先入居制度
実施主体	県営住宅指定管理者 株式会社 西王不動産 〔村山地域〕霞城セントラル22階 〔最上・置賜・庄内地域〕各総合支庁建設部建築課内
県の関係課	県土整備部 建築住宅課 公営住宅担当 【電話】023-630-2154
支援の種類	優先入居
事業内容	<p>○概要 DV被害者が県営住宅の入居を希望する場合には、抽選において当選確率を2倍とします。</p> <p>○対象者 県営住宅への入居資格を有しており、下記の要件を満たす者</p> <p>① 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は同法第5条の規定による保護若しくは母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>② 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者</p> <p>○窓口時間及び電話番号 (県営住宅指定管理者 株式会社 西王不動産)</p> <p>〔村山地域〕火曜日から日曜日(年末年始を除く) 10:00～18:00 【電話】023-647-0781</p> <p>〔最上地域〕月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く) 10:00～17:00 【電話】0233-23-3116</p> <p>〔置賜地域〕月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く) 10:00～17:00 【電話】0238-24-2332</p> <p>〔庄内地域〕月曜日から金曜日(祝日、年末年始を除く) 10:00～17:00 【電話】0235-66-3210</p>

事業名	高等学校等奨学金貸与事業			
実施主体	山形県教育庁 高校教育課 経理奨学金担当 【所在地】山形市松波二丁目8番1号 【電話】023-630-2052			
県の関係課	実施主体に同じ			
支援の種類	無利子貸付			
事業内容	○概要 勉学意欲がありながら経済的理由により就学が困難な者を支援するために、奨学金の貸与を行います。			
	○対象者、資格要件、貸与月額			
		区分	特別貸与奨学金	育英奨学金
		貸与対象者	高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程(県で定めるものに限る)及び高等専門学校の生徒	高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程(県で定めるものに限る)の生徒
	貸与資格	人物	学習活動その他生活全般における態度及び行動が良好であること	同左
		学力	なし	学習成績が中程度以上
		家計	世帯全員の収入の合算額が生活保護基準で算出した額の1.5倍以下であること	主たる生計維持者及びその配偶者の収入の合算額が山形県で定める基準額(旧日本育英会準拠)以下であること
住所地		扶養者が県内に住所を有すること	同左	
	貸与月額	公立等 自宅通学 18,000円 自宅外通学 23,000円 私立 自宅通学 30,000円 自宅外通学 35,000円		

事業名	チーム学校生徒支援体制整備事業
実施主体	山形県教育庁 義務教育課 【所在地】山形市松波二丁目8番1号 【電話】023-630-3416
県の関係課	実施主体に同じ
支援の種類	カウンセリング
事業内容	<p>○概要 精神的に不安定な児童生徒を対象にカウンセリングを行います。</p> <p>○対象者 事故等の諸般の事情で精神的に不安定になった児童生徒及び保護者</p> <p>○内容 カウンセリング</p> <p>○方法 市町村教育委員会の要請に応じて、スクールカウンセラー（臨床心理士）を、各学校に派遣する。</p>

事業名	スクールカウンセラー派遣事業
実施主体	県立高等学校（全校）
県の関係課	山形県教育庁 高校教育課 生徒指導担当 【電話】023-630-2869
支援の種類	カウンセリング
事業内容	<p>○概要 生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する臨床心理士、精神科医等をスクールカウンセラーとして県立高等学校に派遣し、生徒の心の悩みに答えるとともに、教職員や保護者への助言・支援を行うことで、学校におけるカウンセリング機能を高めている。</p> <p>○対象者と内容 ア、生徒へのカウンセリング イ、カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助 ウ、生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供 エ、その他</p> <p>○スクールカウンセラーの配置形態 不登校、問題行動等の実態に加え、発達障がい等、特別な配慮を必要とする生徒数等も総合的に勘案し、最重点校、重点校、一般校を指定し、きめ細やかな対応に資する。</p> <p>【最重点校】 1日当たり4時間の業務時間、年間23回派遣</p> <p>【重点校】 1日当たり4時間の業務時間、年間18回派遣</p> <p>【一般校】 1日当たり4時間の業務時間、年間12回派遣</p>

事業名	犯罪被害給付制度	
実施主体	山形県警察本部 警務部警務課 犯罪被害者支援室 【所在地】山形市松波二丁目8番1号 【電話】023-626-0110（警察本部代表）	
県の関係課	実施主体に同じ	
支援の種類	給付金支給	
事業内容	○概要 故意の犯罪行為による不慮の死亡、重傷病または障がいという重大な被害を受けたにもかかわらず、十分な公的救済や加害者からの損害賠償も得られない被害者または遺族に対して、社会の連帯共助の精神に基づき国が犯罪被害者等給付金を支給することにより、精神的・経済的被害の緩和を図ることを目的としています。	
	○対象となる犯罪被害 日本国内または、日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた生命または身体を害する罪に当たる行為（過失犯を除く）による死亡、重傷病または障がい。	
	○給付金の種類	
	遺族給付金	亡くなられた被害者の第一順位の遺族に対する給付金
	重傷病給付金	重傷病（加療1か月以上かつ入院3日以上を要する負傷または疾病（PTSD等の精神疾患については、加療1か月以上かつその症状の程度が3日以上労務に服することができない程度の疾病）を負った被害者本人に対する給付金
	障害給付金	障がいの残った被害者本人に対する給付金
○給付金の算定方法・支給額		
遺族給付金	被害者の収入とその生計維持関係遺族の人数に応じて算出した額 被害者が死亡前に療養を要した場合は、負傷又は疾病から3年間における保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合計額を加算した額	
重傷病給付金	負傷又は疾病にかかった日から3年間における保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額（上限額：120万円）	
障害給付金	被害者の収入と残った障害の程度に応じて算出した額	

○支給を受けられる人

遺族給付金	下記のうち、第一順位となる遺族（順位は番号順） (1) ①配偶者（事実婚も含む） (2) 被害者の収入により生計を維持していた②子 ③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹 (3) (2)に該当しない⑦子⑧父母⑨孫⑩祖父母 ⑪兄弟姉妹
重傷病給付金	被害者本人
障害給付金	

○給付金の支給制限

親族間の犯罪や被害者にも原因がある場合は、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

○公的給付金の調整

労災保険などの公的補償を受ける場合や損害補償を受けたときは、その額と給付金とが調整されることになります。

○支給裁定の申請

給付金の支給を受けようとする人は、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請します。警察署又は県警察本部警務課犯罪被害者支援室にお問い合わせください。

○申請の制限

犯罪行為による死亡、重傷病または障がいの発生を知ってから2年を経過したとき、または当該死亡、重傷病または障がいが発生してから7年を経過したときは給付金を申請することができません。

ただし、当該犯罪行為の加害者により身体を自由を不当に拘束されていたことなど、やむを得ない理由により、期間内に申請ができなかったときは、その理由がやんだ日から6か月以内に申請することができます。

○仮給付金の申請

犯人不明、治療が長期に及んでいる場合など、速やかに裁定することができない事情があるときは、一定の額を限度として仮給付を支給しています。

事業名	犯罪被害者等生活資金貸付制度
実施主体	山形県警察本部 警務部警務課 犯罪被害者支援室 【所在地】山形市松波二丁目8番1号 【電話】023-626-0110（警察本部代表）
県の関係課	実施主体に同じ
支援の種類	生活資金の貸付
事業内容	<p>○概要 国が支給する「犯罪被害者等給付金」により、返済していただくことを条件に、30万円を上限として、山形県警察が無利子で貸付を行う制度です。</p> <p>○貸し付け対象者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 国の「犯罪被害者等給付金」支給対象者 2 「犯罪被害者等給付金」の裁定申請をした方、あるいはこれから裁定申請をしようとしている方 3 被害時に、被害者ご本人またはご遺族の方の住所が山形県にあった方 4 生活保護を受けていない方 5 遺族の場合、亡くなられていた方の収入によって生計をたっていた方 </div> <p>○償還期限 次のような収入があった場合は、その翌日から30日以内に返済していただくことになります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 犯罪被害者等給付金が支給された場合 2 貸付けを受けた金額以上の損害賠償金等が支払われた場合 3 貸付けを受けた金額以上の法令による給付金等が支払われた場合 </div> <p>※ 犯罪被害の発生を知った日から1年以上が経過すると、貸付申請を受けることができなくなります。</p>

事業名	被害者支援員制度
実施主体	各警察署
県の関係課	山形県警察本部 警務部警務課 犯罪被害者支援室 【電話】023-626-0110 (警察本部代表)
支援の種類	早期支援
事業内容	<p>○概要</p> <p>殺人、強制性交等などの身体犯や交通死亡事故、ひき逃げなど、被害に遭われた方々に支援が必要と思われる事件が発生したとき、警察では、事件や事故の捜査を行う一方で、被害者ご本人やそのご家族に対して、被害者支援員(警察職員)を指定して支援活動を行います。</p> <p>○具体的な支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察による事情聴取や実況見分など捜査活動への付添い ・病院の手配や医師への説明 ・刑事手続きに関する説明 ・自宅等への送迎 ・相談等への対応 ・再被害防止に関する助言 ・民間支援団体、カウンセラー、他の公的機関等の紹介

事業名	被害者連絡制度
実施主体	各警察署
県の関係課	山形県警察本部 警務部警務課 犯罪被害者支援室 【電話】023-626-0110 (警察本部代表)
支援の種類	情報提供
事業内容	<p>○概要</p> <p>殺人、強制性交等などの身体犯やひき逃げ、危険運転致死傷罪に該当する事件等、重大な事件が発生した場合、捜査の初期段階において、被害者の方々に刑事手続きや犯罪被害者支援に関する各種制度をまとめた『被害者の手引き』をお渡ししたり、事件概要や捜査の経過等について適宜お知らせします。</p> <p>○連絡する内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・刑事手続きの流れや犯罪被害者を支援する制度に関すること ・捜査の状況に関すること ・加害者の検挙状況に関すること ・加害者を逮捕した場合、その処分に関すること </div> <p>※ 被害者支援員が上記の連絡を行う場合もあります。</p>

事業名	公費負担制度	
実施主体	各警察署	
県の関係課	山形県警察本部 警務部警務課 犯罪被害者支援室 【電話】023-626-0110（警察本部代表）	
支援の種類	経済支援	
事業内容	○概要 身体に対する故意の犯罪により負傷されたり、被害者の方が亡くなられた場合に、医療費用等の一部を公費で負担し、被害者の方々の経済的な負担を軽減します。	
	○公費で負担する内容	
	ご家族を亡くされた方	死体検案書料、司法解剖後の遺体搬送費用 ※身体を害する故意の犯罪行為により死亡し、司法解剖を行った場合の死体検案書料と司法解剖を行った場所（県内に限る）から遺族が希望する場所（県外の場合は県境まで）までの御遺体の搬送料を支出
	怪我等を負われた方	初診料、診断書料、精神科医等の診療料・カウンセリング料 ※身体に対する犯罪で身体的、精神的に被害を受けた方
	性犯罪の被害に遭われた方	初診料、緊急避妊投薬料、人工妊娠中絶費、鑑定資料採取費、精神科医等の診療料・カウンセリング料
※ 負傷の程度により、公費による負担が出来ない場合があります。		

事業名	再被害防止の措置
実施主体	各警察署
県の関係課	山形県警察本部 警務部警務課 犯罪被害者支援室 【電話】023-626-0110（警察本部代表）
支援の種類	再被害防止
事業内容	<p>○概要</p> <p>被害に遭われた方やそのご家族等が、加害者やその関係者等から再び危害を加えられるおそれがあり、継続的に再被害防止措置を講ずる必要のある場合に実施します。</p> <p>○再被害防止措置の内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・重点的なパトロール警戒 ・通報要領・自主警戒の指導 ・加害者の動向把握 ・必要に応じ加害者への警告 </div>

事業名	少年相談
実施主体	山形県警察本部、各警察署
県の関係課等	山形県警察本部 生活安全部 少年課
支援の種類	相談
事業内容	<p>○概要 いじめ等でつらい思いをしていること、非行や犯罪に関すること等について、子どもからの相談や保護者の方、一般の方からの相談を24時間受付けています。 (メール相談については、県警本部少年課HP内少年相談コーナーより受付。)</p> <p>○少年相談窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察本部少年サポートセンター 023 (642) 1777 ・山形警察署 023 (634) 4970 ・上山警察署 023 (672) 8440 ・天童警察署 023 (651) 4970 ・寒河江警察署 0237 (84) 4970 ・村山警察署 0237 (53) 4970 ・尾花沢警察署 0237 (23) 4970 ・新庄警察署 0233 (23) 4970 ・庄内警察署 0234 (45) 1777 ・酒田警察署 0234 (26) 4970 ・鶴岡警察署 0235 (23) 4970 ・長井警察署 0238 (84) 4970 ・小国警察署 0238 (62) 4970 ・南陽警察署 0238 (50) 1777 ・米沢警察署 0238 (26) 4970 <p>○受付時間 相談電話は24時間 (夜間・休日は、当直勤務の警察官が対応します。) メール相談については、返信に時間がかかることがあります。</p>

事業名	警察相談専用電話の設置
実施主体	山形県警察本部 警務部 広報相談課 【所在地】山形市松波二丁目8番1号 【電話】023-626-0110（警察本部代表）
県の関係課	実施主体に同じ
支援の種類	相談
事業内容	<p>○概要 犯罪による被害の未然防止に関する相談その他県民の安全と平穩に係る相談等に対応します。</p> <p>○電話番号 #9110又は023（642）9110</p> <p>○受付時間 24時間</p>

事業名	性犯罪被害相談電話
実施主体	山形県警察本部 警務部 広報相談課 【所在地】山形市松波二丁目8番1号 【電話】023-626-0110（警察本部代表）
県の関係課	実施主体に同じ
支援の種類	相談
事業内容	<p>○概要 性的被害に関するさまざまな悩みや困りごとを抱える方から気軽に相談していただけるように、専門の相談員が対応します。</p> <p>○電話番号 #8103又は023（615）7130</p> <p>○受付時間 24時間 ・平成29年8月3日から運用開始 ・#8103（ハートさん）は、各都道府県警察の性犯罪相談電話につながる全国共通の短縮ダイヤル</p>

事業名	性犯罪・性暴力被害相談電話															
実施主体	公益社団法人やまがた被害者支援センター 【所在地】山形市十日町一丁目6番6号 【電話】023-642-3571															
県の関係課	環境エネルギー部 危機管理・くらし安心局 くらし安心課 【電話】023-630-2429															
支援の種類	相談、付添い等直接支援															
事業内容	<p>○概要 相談受理から支援まで1か所に対応できるワンストップ支援センターとして、「やまがた性暴力被害者サポートセンター（べにサポやまがた）」を運営し、性犯罪や性暴力被害に遭われた方の相談や必要とする支援を提供します。</p> <p>○対象者 性犯罪や性暴力被害に遭われた方やその家族など</p> <p>○具体的な支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談、面接相談 ・警察や裁判所、医療機関等への付添い ・産婦人科医療機関の紹介や受診費用等の助成 ・臨床心理士等の紹介やカウンセリング費用の助成 ・他の公的機関等の紹介 <p>○相談受付時間（7:30～22:00） ※平成31年4月1日～</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>～7:30</td> <td>10:00</td> <td>21:00</td> <td>22:00～</td> </tr> <tr> <td>平日</td> <td>音声 ガイダンス #8103(警察) を案内</td> <td>全国ナビダイヤル 女性相談員</td> <td>べにサポやまがた 女性相談員</td> <td>全国ナビダイヤル 女性相談員 音声 ガイダンス #8103(警察) を案内</td> </tr> <tr> <td>土日・祝日</td> <td colspan="4">全国ナビダイヤル 女性相談員が対応</td> </tr> </table> <p>※相談時間 年末年始を除く毎日(7:30～22:00)</p> <p>○相談方法</p> <p>①電話相談 : 023-665-0500 (平日のみ) → べにサポ女性相談員が対応 0575-783-554 (年末年始を除く毎日) → 全国ナビダイヤル女性相談員が対応</p> <p>②面接相談 : 原則予約制 (要望に応じ出向くこともできます。)</p>		～7:30	10:00	21:00	22:00～	平日	音声 ガイダンス #8103(警察) を案内	全国ナビダイヤル 女性相談員	べにサポやまがた 女性相談員	全国ナビダイヤル 女性相談員 音声 ガイダンス #8103(警察) を案内	土日・祝日	全国ナビダイヤル 女性相談員が対応			
	～7:30	10:00	21:00	22:00～												
平日	音声 ガイダンス #8103(警察) を案内	全国ナビダイヤル 女性相談員	べにサポやまがた 女性相談員	全国ナビダイヤル 女性相談員 音声 ガイダンス #8103(警察) を案内												
土日・祝日	全国ナビダイヤル 女性相談員が対応															

事業名	暴力団関係相談
実施主体	山形県警察本部 刑事部 組織犯罪対策課 【所在地】山形市松波二丁目8番1号 【電話】023-626-0110（警察本部代表）
県の関係課	実施主体に同じ
支援の種類	相談
事業内容	<p>○概要 暴力団に関する相談や関連情報を24時間受け付けています。</p> <p>○電話番号 023（622）4525</p> <p>○受付時間 24時間（夜間・休日は、当直勤務の警察官が対応します。）</p>

事業名	悪質商法関係相談
実施主体	山形県警察本部 生活安全部 生活環境課 【所在地】山形市松波二丁目8番1号 【電話】023-626-0110（警察本部代表）
県の関係課	実施主体に同じ
支援の種類	相談
事業内容	<p>○概要 悪質商法やヤミ金融などに関する相談や関連情報を24時間受け付けています。</p> <p>○電話番号 023（642）4477</p> <p>○受付時間 24時間</p>

事業名	消費生活相談
実施主体	<p>山形県消費生活センター 【所在地】山形市松波二丁目8番1号 県庁2階 【電話】023-624-0999</p> <p>最上消費生活センター 【所在地】新庄市金沢字大道2034 最上総合支庁1階 【電話】0233-29-1370</p> <p>置賜消費生活センター 【所在地】米沢市金池七丁目1番50号 置賜総合支庁1階 【電話】0238-24-0999</p> <p>庄内消費生活センター 【所在地】三川町大字横山字袖東19番1号 庄内総合支庁1階 【電話】0235-66-5451</p>
県の関係課	環境エネルギー部 危機管理・くらし安心局 くらし安心課 (消費生活センター) 【電話】023-630-3238
支援の種類	相談
事業内容	<p>○概要</p> <p>1 消費者相談 商品やサービスの契約に関するトラブル、多重債務、商品の安全性や品質など消費生活に係る苦情・相談の受け付け ※ 専門の消費生活相談員からアドバイスをします。 ※ 月一回、弁護士による消費生活法律相談会を開催しています。(無料・要予約)</p> <p>2 消費者啓発・情報発信 消費生活に必要な知識や問題商法などのビデオやDVDなどの資料の貸し出し、リーフレット等資料の作成・配布及び消費生活に関する情報提供。 ※ 消費者啓発に係る各種講座や研修会を開催しており要請により講師を派遣しています。</p> <p>○電話番号 相談専用 023 (624) 0999 啓発担当 023 (630) 3239</p> <p>○受付時間 月曜日～金曜日、午前9時～午後5時 (年末年始、祝日を除く)</p>